

(写真と本文は関係ありません)

反重軸

弁明できぬ理由

高速道路では、いまだに軸重による違反が後を絶たない。適正な積載量、国が定めた積載内容でも自動軸重計測器では軸重違反となるなど、トレーラを保有する運送会社では対処できず混乱しているようだ。

放置する事業者も

阪神間を運行する国際海上コンテナの輸送業者は、国際法で定められた積載容量でも違反となり、高速道路を使用しているの輸送が出来ないとして様々な取り

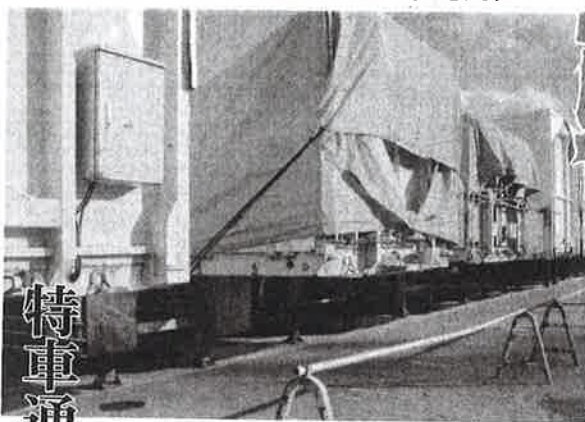
しかし、中には定置積載でも軸重違反として警告指導を受けても、弁明せず放置するものや、特殊車両通行許可を取得していないのに、平気で軸重違反がないとして弁明し、逆に特車通行違反で違反点数を加算されるケースも存在しているようだ。

申請から許可に期間要する新車

大阪府堺市に本社を構える海コン輸送や雑貨輸送を展開する運送A社でも定置積載であっても、高速道路の積載会社への弁明が行えないという。その理由について「当社では軸重違反

でも弁明は行わず、放置して違反点数3点が加算されている。高速道路会社も、そういったことを理解しているのか定かではないが、有人での軸重違反取り締まりの場合、新車は新車である可能性が高いため、必ず停止させられて軸重計測ならびに特車通行許可証の確認が行われるケースが多い。特に今年度は昨年末に各トラックメーカーから新車が発売されてフルモデルチェ

特車通行許可証持たない運送会社



阪神間を運行する国際海上コンテナの輸送業者は、国際法で定められた積載容量でも違反となり、高速道路を使用しているの輸送が出来ないとして様々な取り

覚悟で運行させているようだ。

自動軸重計測器での軸重違反があっても弁明できない状態の運送会社もあれば、根本的にトレーラに必要な許可の存在を承知していない

ている運送会社による弁明は多いが、適正に許可証を取得していない運送会社などが弁明すれば、相当な数の弁明処理となるのかもしれない。(佐藤弘行)

ンジしているため、取り締まりも厳しいようだ。当社でも何度か特車通行許可証の申請中に運行し、警告指導で15点の違反加算が行われた。その結果、コーポレートカードを取り扱う協同組合から脱

退することになったため、現在は割引率の低いクレジットでのETCカードを活用している状態」と話す。車庫に保管したままには出来ないため、特車通行許可証がなくても、違反

正に許可証を取得し